

情報お知らせ版

INFORMATION

募集



高島市景観審議会委員

◆募集人権条例制定・基本方針策定にあたり皆さんのご意見を

一人ひとりの人権が実現される地域社会の確立に向けて、市、市民および事業者が協働して取り組むことを目的に、「高島市人権の実現を目指す条例」の素案をまとめました。また、人権行政の効果的な推進のために、それぞれの人権分野における課題を明確にし、その解決を図るために取り組みとして、「高島市人権施策基本方針」の素案をまとめました。

条例制定・基本方針策定にあたり市民の皆さんと考えを反映するため、意見を募集しています。公表資料は、市役所人権施策課または名支所地域振興課で、また、高島市ホームページでもご覧いただけます。

Eメール、郵送、FAXまたは直接ご意見をお寄せください。

▼募集期限

1月10日(木)まで(予定)

問人権施策課 ☎(050)816084
FAX (050)816082

jinken@city.takashima.shiga.jp

◆対象

高島市に住所を有し、年齢が満20歳以上で風景や景観に対し関心のある方

▼募集人員

6人

●任期 1月～平成21年12月

▼応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記入の上、持参または郵送で提出してください。応募用紙は都市計画課(市役所別館)、名支所地域振興課または新旭振興室にあります。

◆定期募集の住宅

市では、平成19年10月1日から施行した「高島市景観の形成および景観計画に関する条例」に基づき、高島市景観審議会を設置するにあたって、市民代表の委員を募集します。

しおり。

問・申都市計画課
☎(050)800500

◆定期募集の住宅

第2セニーハイツ・マキノ
募集期間 1月10日(木)～1月23日(水)

◆中堅所得者向け賃貸住宅

第2セニーハイツ・マキノ
募集期間 1月10日(木)～1月23日(水)

※詳しくは、市のホームページをじゅうへは、住宅監理課までお問い合わせください。

問・申社会教育課
☎(050)445700
FAX (050)807000

◆随時募集の住宅

第2セニーハイツ・マキノ
募集期間 1月10日(木)～1月23日(水)

◆定期募集の住宅

第2セニーハイツ・マキノ
募集期間 1月10日(木)～1月23日(水)

◆随時募集の住宅

第2セニーハイツ・マキノ
募集期間 1月10日(木)～1月23日(水)